

令和元年 5 月 28 日開催

石狩市教育委員会会議（5 月定例会）資料

<報告事項>

- ・令和元年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について P 1
- ・新・教育プランの策定について P 2～P 8
- ・石狩市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について P 9

石 狩 市 教 育 委 員 会

<報告事項①>

令和元年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について

令和元年5月1日現在

学 校 名	児 童 生 徒 数						上:特別支援 下:普通学級	総合計	学級数 上:特別支援 下:普通学級
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
石狩小学校	() 4	() 8	() 9	() 10	() 9	() 14	0 54	54	0 6
花川小学校	() ② 38	(1) ② 46	() 40	() ② 51	() ② 51	(2) ② 49	3 275	278	2 11
生振小学校	() 14	() 15	() 15	() 15	() 15	() 6	0 80	80	0 6
南線小学校	(4) ⑤ 157	(6) ④ 123	(2) ④ 149	(3) ④ 140	(8) ⑤ 166	(2) ④ 147	25 882	907	6 26
花川南小学校	(4) ③ 91	() ③ 83	() ③ 95	(5) ③ 88	(3) ③ 112	(1) ③ 101	13 570	583	3 18
紅南小学校	() ② 53	(5) ② 62	(3) ② 57	(4) ② 61	(1) ② 69	(6) ② 48	19 350	369	3 12
八幡小学校	(1) 4	(1) 4	() 12	() 6	() 3	() 9	2 38	40	2 4
緑苑台小学校	() ② 54	(1) ② 57	() ② 55	() ② 63	() ② 72	(3) ② 78	4 379	383	3 12
双葉小学校	() ② 40	(4) ② 42	(2) 34	() ② 43	(2) ② 48	(2) ② 65	10 272	282	3 11
厚田小学校	() 3	(1) 5	() 3	() 5	() 5	() 3	1 24	25	1 3
聚富小学校	() 1	() 1	() 4	() 1	(1) 1	() 2	1 10	11	1 3
浜益小学校	() 4	() 6	() 6	() 4	() 5	() 8	0 33	33	0 4
小学校 計	(9) 463	(19) 452	(7) 479	(12) 487	(15) 556	(16) 530	78 2,967	3,045	24 116
平成30年度計	(13) 452	(8) 477	(13) 485	(16) 560	(17) 529	(27) 533	94 3,036	3,130	31 120
増 減	(▲4) 11	(11) ▲ 25	(▲6) ▲ 6	(▲4) ▲ 73	(▲2) 27	(▲11) ▲ 3	▲ 16 ▲ 69	▲ 85	▲ 7 ▲ 4

学 校 名	1年	2年	3年	上:特別支援 下:普通学級	総合計	学級数
石狩中学校	(2) 22	(1) 22	(3) 29	6 73	79	3 3
花川中学校	(6) ⑤ 150	(6) ⑤ 174	(4) ④ 157	16 481	497	3 14
花川南中学校	(2) ③ 95	(1) ② 74	(2) ④ 123	5 292	297	2 9
花川北中学校	(8) ③ 87	(3) ③ 101	(5) ③ 97	16 285	301	4 9
樽川中学校	(5) ⑤ 165	(3) ④ 145	(3) ⑤ 163	11 473	484	2 14
厚田中学校	(1) 3	() 6	() 11	1 20	21	1 3
聚富中学校	() 4	(1) 2	(1) 5	2 11	13	2 2
浜益中学校	() 5	() 5	() 7	0 17	17	0 3
中学校 計	(24) 531	(15) 529	(18) 592	57 1,652	1,709	17 57
平成30年度計	(16) 526	(18) 591	(25) 558	59 1,675	1,734	15 58
増 減	(8) 5	(▲ 3) ▲ 62	(▲ 7) 34	▲ 2 ▲ 23	▲ 25	2 ▲ 1

・()内の数字は特別支援学級の児童生徒数(外数) ・○内の数字は2学級以上ある場合の普通学級数 ・網掛け表示は複式学級の編制
 ・太枠表示は北海道の少人数学級実践研究事業の対象校及び学年 花川中学校1年 ・小学校1年生は35人学級

<報告事項②>

新・教育プランの策定について

1. はじめに

現教育プランの後期計画期間が今年度をもって満了することから、本市教育行政の基本理念や今後の方向性を明確にし、各種施策を計画的に推進するため、昨今の教育行政を取り巻く課題や新学習指導要領、本市の各種計画などを考慮し、新教育プラン策定に向けた検討を開始します。

□ 現教育プラン

基本構想 平成 22 年度～令和元年度（10 ヶ年）

基本計画 前期：平成 22 年度～平成 26 年度

後期：平成 27 年度～令和元年度

(参考)

1. 教育関連計画等

- ・国の計画 『教育振興基本計画』（教育基本法 § 17）

2030 年以降の社会を展望した教育政策と今後 5 年間の教育政策の目標と施策 第 3 期（H30～R4）

- ・北海道の計画 『北海道教育推進計画』

北海道が目指す教育の基本理念（H30～R4）

2. 本市の計画

- ・第 5 期石狩市総合計画

基本構想（H27～R4）

石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27～R 元）

- ・石狩市民図書館ビジョン 2010（H22～R 元）

- ・石狩市子どもの読書活動推進計画（H27～R 元）

- ・次世代育成支援行動計画（後期）（こども・あいプラン）（H27～R 元）

国・道の計画が 5 ヶ年となっており、新教育プランの期間は 5 ヶ年（令和 2 年度～6 年度）とします。

2. 策定業務について

今回の新教育プラン策定業務の流れは、大きく、次の 3 点となります。

- (1) 現教育プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）の評価 ⇒ これまでの点検評価を基本とした総括
- (2) 基本構想の検討 ⇒ 教育大綱との整合性を図り、大綱＝基本構想とするイメージ
- (3) 教育課題等を整理（新学習指導要領への対応等）し、個別の施策事業等の検討

3. 策定業務の手法について

教育委員会事務局内に、教育プラン検討会議を設置し、策定業務を推進します。

また、教育委員会事務局内の指導主事や社会教育主事等の専門的知見の活用を図るとともに、外部評価委員や教育関係団体等からの意見聴取（アンケート等）を行いながら、新教育プラン原案を策定し、最終的にはパブリックコメントを経て、教育委員会会議において決定するものとします。

4. 検討体系について

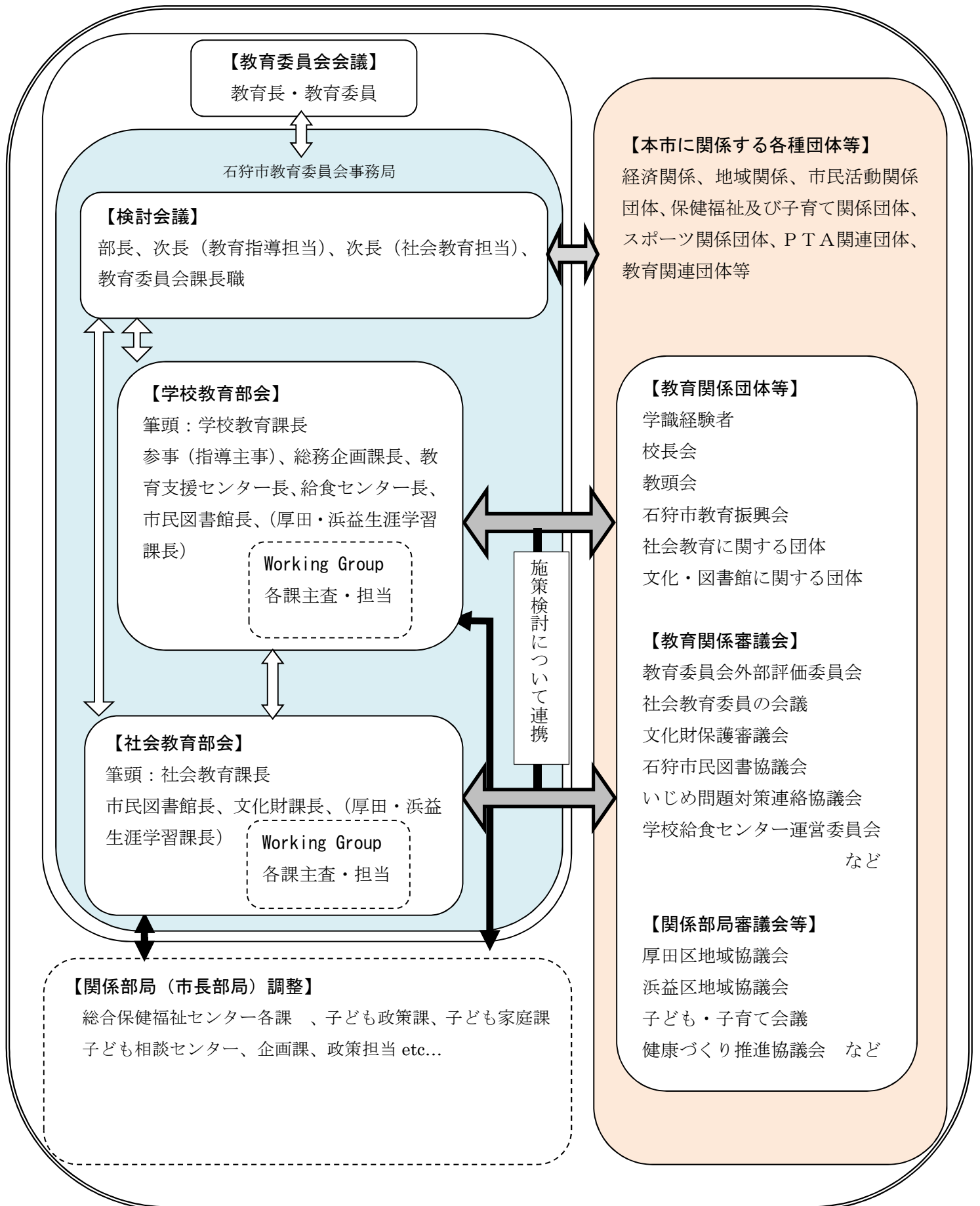
- (1) 教育プラン検討会議（以下、「検討会議」という。）
 - ・構成メンバー 教育委員会全課の管理職

- (2) 部会（学校教育・社会教育）を構成し、検討・調整（補助執行機関の市長部局・外部団体含む）・策定等を行います。また、必要に応じて主査職・担当職で構成するワーキンググループを設置し、施策の項目等の内容を整理します。
 - ・総合的な事務は総務企画課
 - ・設置期間 本案決定から令和2年3月末まで

- (3) 教育関係団体等
 - ・想定団体等：校長会、教頭会、石狩市教育振興会、
社会教育委員の会議、外部評価委員会、文化・図書関係の審議会や団体、
保健福祉及び子育て関係の審議会や団体等

- (4) 本市に関係する各種団体等
 - ・想定団体等：地域関係（厚田浜益地域協議会、石狩市連合町内会連絡協議会等）、
市民活動関係団体、保健福祉及び子育て関係団体、PTA関連団体、
教育関連団体等

(5) 教育プラン策定にかかる検討体系



(6) 検討会議の業務イメージ

学校教育部会	<ul style="list-style-type: none">・教育プランの内、学校教育主体（及びその周辺事項）部分について、部会下部組織のワーキンググループを含めて調査検討を行う。<ul style="list-style-type: none">(1) 現教育プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）の評価 （過去の点検評価を基本とした総括。）(2) 基本構想の検討(3) 教育課題等を整理（新学習指導要領への対応）し、施策事業等の検討・関係部局、教育関係団体等との情報交換・連携・意見聴取・検討結果について、検討会議へ報告と調整
社会教育部会	<ul style="list-style-type: none">・教育プランの内、社会教育主体（及びその周辺事項）部分について、部会下部組織のワーキンググループを含めて調査検討を行う。<ul style="list-style-type: none">(1) 現教育プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）の評価 （過去の点検評価を基本とした総括。）(2) 基本構想の検討(3) 教育課題等を整理し、施策事業等の検討・関係部局、教育関係団体等との情報交換・連携・意見聴取・検討結果について、検討会議へ報告と調整
検討会議	<ul style="list-style-type: none">・各部会からの検討資料（及び説明）の確認検討、及び市長部局含む総合調整。・本市に関係する各種団体等との情報交換等

(7) 業務の段階的推進について

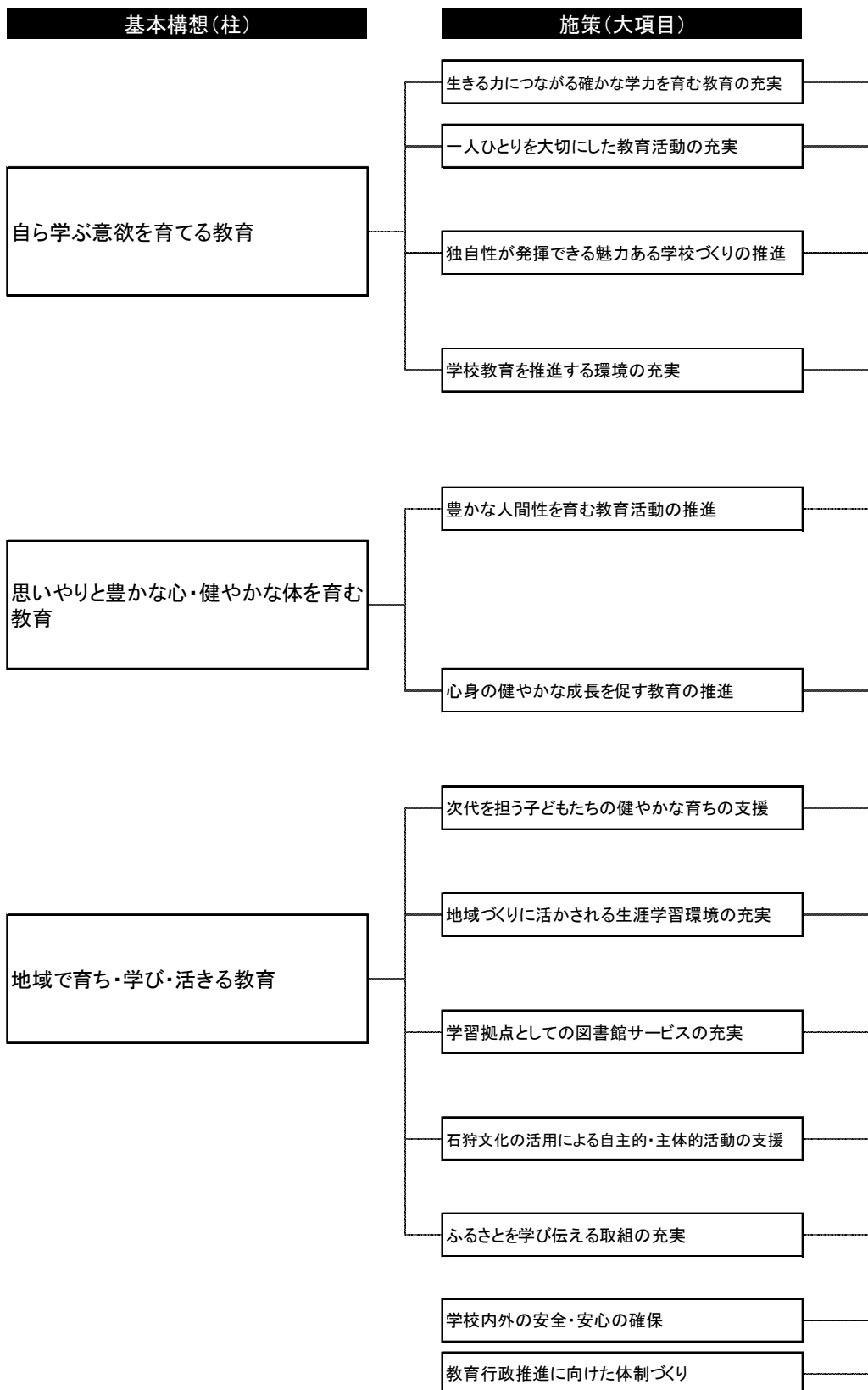
- ① 各部会で 現教育プランのこれまでの点検評価をもとに課題等の整理を行います。また、適宜、各部会・関係部局や教育関係団体等との情報交換・連携を行う。関連施策・指標の設定などを検討します。
- ② ①で検討した施策について、各部会で内容・表現などの検討（追加・修正・削除等）を行います。
- ③ 教育委員会議へ 7 月に素案協議を提示した後、委員からの意見などへの対応をし、10 月に原案を提示します。
- ④ 適宜、教育委員会会議への進捗報告等を行い、12 月にパブリックコメントを実施し、最終的な決定は 3 月の教育委員会会議にて行うことを目標に進めます。

5. 策定スケジュール（予定）

時期	教育委員会 会議	検討会議	総務企画課	適用
H31. 4			素案検討 (施策項目)	
R 元. 5		立上げ	以降全体調整	
6				
7	協議（素案）	■ 検討会議		
8				
9	報告（中間）			
10	議案（原案）		パブリックコメン ト（PC）準備	R2 予算策定
11				
12			PC実施	
R2. 1	報告（又は協議）			
2				
3	議案最終決定を目 標とする			

(参 考)

教育プラン基本計画 施策体系



施策(中項目)	施策(小項目)	
確かな学力を育む教育活動の推進	学校改善の推進	P16
	学習指導等の充実	P17
幼児教育の振興	幼児教育の振興	P18
特別支援教育の推進	特別支援教育の推進	P19
教職員の主体的な研究・研修活動の推進	教職員の主体的な研究・研修活動の推進	P20
教育課題に積極的に挑戦する学校づくりの推進	活力のある学校の組織づくり	P21
	教育課題の把握と学校独自の実践の推進	P21
地域とともに歩む学校づくりの推進	開かれた学校づくりの推進	P22
	教育活動への地域住民などの参画の支援	P22
学校施設・設備の整備・充実	学校施設・設備の整備・充実	P23
安全な学校づくりを目指した環境の整備	安全な学校づくりを目指した環境の整備	P24
就学に関する経済的な支援の充実	就学に関する経済的な支援の充実	P24
安全・安心な学校給食の充実	安全・安心な学校給食の充実	P24
豊かな人間性を育む教育活動の推進	「心の教育」の充実	P26
	体験活動の充実	P27
子どもの読書活動の推進	子どもが本に親しむための機会の提供	P28
	学校図書館の活動の充実	P28
問題を抱える児童生徒とその保護者への支援体制の充実	問題を抱える児童生徒とその保護者への支援体制の充実	P29
健康な身体を育む教育活動の推進	体力・運動能力の向上	P30
	健康・安全教育の推進	P30
	食に関する指導の充実	P31
市民皆スポーツを目指した生涯スポーツの推進	子どもたちのスポーツ活動の推進	P31
	市民皆スポーツの推進	P32
家庭環境づくりの支援と望ましい生活習慣の定着の推進	楽しく子育てできる環境づくり	P32
	望ましい生活習慣定着の推進	P33
子どもの権利の保障の推進	子どもの権利の保障の推進	P34
地域で子どもを見守り・育てる環境づくりの推進	地域で子どもを見守り・育てる環境づくりの推進	P35
多様な学習機会の提供や主体的な学習活動の支援	多様な学習機会の提供や主体的な学習活動の支援	P36
社会教育を進める主体的な団体活動の支援	社会教育を進める主体的な団体活動の支援	P37
学習活動を支援する環境の充実	主体的な学習への情報提供	P37
	社会教育の推進体制の充実	P38
	社会教育施設の整備等	P38
資料提供や情報発信を通じた生涯学習の支援	資料提供や情報発信を通じた生涯学習の支援	P39
市民の誰もが利用できるような環境の整備	市民の誰もが利用できるような環境の整備	P40
サービスを支える基盤の整備	サービスを支える基盤の整備	P40
利用者の期待に応える蔵書・情報源の構築	利用者の期待に応える蔵書・情報源の構築	P41
芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実	芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実	P42
市民の主体的な芸術文化活動の支援	市民の主体的な芸術文化活動の支援	P43
	文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進	P44
	文化財保護に関する活動の支援	P44
	ふるさとを学ぶ機会の充実	P44
	ふるさとを学ぶ資料の整備	P45
	学校内外の安全・安心の確保	P46
教育委員会活動の活性化	市民との協働による開かれた教育行政の推進	P48
	教育委員活動の充実	P48

< 報告事項③ >

石狩市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

1. 委員を解嘱した者

	区 分	氏 名	性別	所属団体等	解嘱する理由
1	教育関係団体の 代表者	大 西 孝 則	男	石狩市PTA連合会 (花川南小学校)	所属団体からの申出による

2. 解嘱した日

平成 31 年 4 月 24 日